

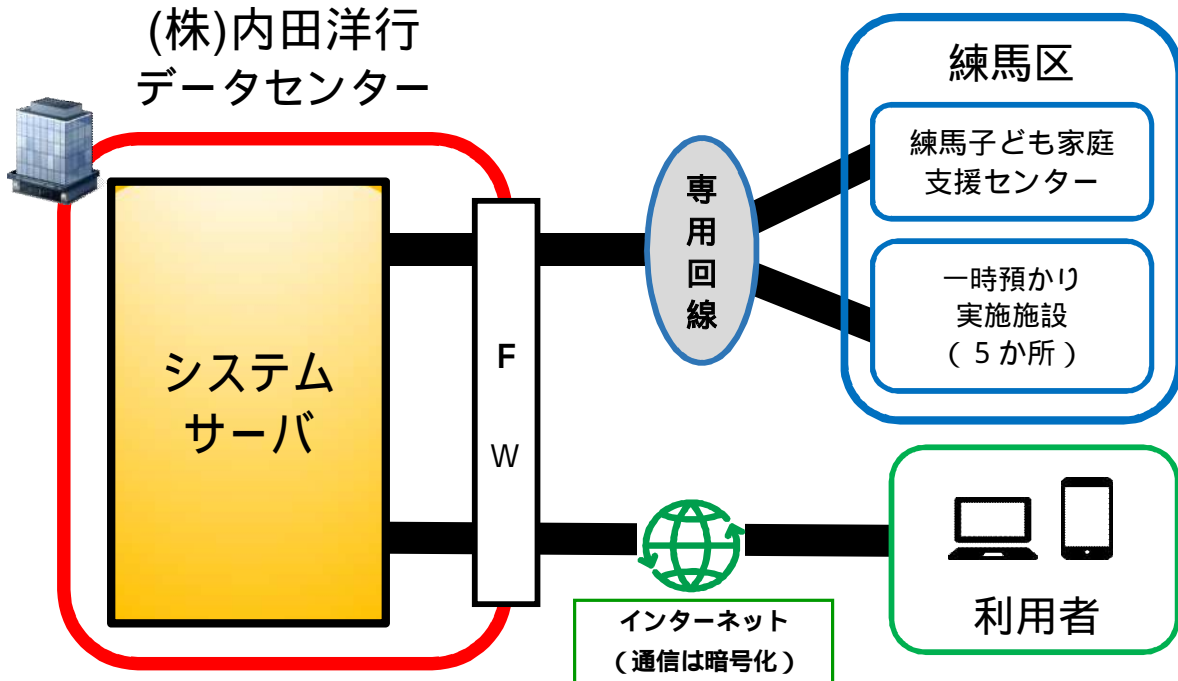
子育て支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 概要	<p>子ども家庭支援センター内に設置された 5 か所の子育てのひろばぴよぴよでは、保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わず就学前のお子さんを預かる乳幼児一時預かり事業を実施している。</p> <p>令和 2 年 1 月から、乳幼児一時預かり予約管理システムを導入し、利用者登録などの運用準備に取りかかり、同年 4 月から、インターネットを利用した予約を開始する。</p> <p>このシステムの導入により、利用希望者は、自宅のパソコンやスマートフォンから、一時預かりの空き状況をリアルタイムで確認したり、利用予約をすることができる。また、システム内で利用者情報を一元管理することで、利用者はどこの施設でも一時預かりの利用が可能になる。</p> <p>については、練馬子ども家庭支援センターおよび各施設を結ぶネットワークを新たに構築し、システムを管理するデータセンターと電算結合を行う。</p>
2 現行の処理	<p>(事前登録)</p> <p>利用したい施設ごとに、利用申込書類を提出し、事前に面接を行う。</p> <p>(空き状況の確認・利用予約)</p> <p>利用したい施設に、電話で空き状況を確認する。予約する際は、事前に施設へ出向き、利用申し込みを行う。</p>
3 結合先	<p>株式会社内田洋行</p> <p>東京都江東区東陽二丁目 3 番 25 号</p>
4 実施予定年月	令和 2 年 1 月
5 所管課名	こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター
6 送受信する項目	<p>【区が送信する項目】</p> <p>児童 I D、児童氏名、児童性別、児童生年月日、住所、世帯</p>

	<p>I D、電話番号、電話番号（携帯）、保護者氏名、更新日始期、更新日終期、初回登録日、登録施設名、登録有効期限、アレルギーの有無・内容、疾病・ケガの有無・内容、障害の有無・内容、申送事項、予約状況、料金支払状況、利用実績、メールアドレス、パスワード</p> <p>【区が受信する項目】</p> <p>送信する項目と同じ。</p>
<p>7 個人情報の保護</p>	<p>【区が講じる保護措置】</p> <p>練馬区情報セキュリティポリシーを順守し、つぎの保護措置を講ずる。</p> <p>(1) 区（練馬子ども家庭支援センターおよび各施設）とデータセンターとの接続は、新たに設置する専用の端末装置からのみ許可する設定とする。また、専用の回線により、第三者からのアクセスは行えない構成とする。</p> <p>(2) データセンター内のシステムサーバへの接続は、利用者からの接続と区からの接続を分けて、アクセスできる範囲を制限する。</p> <p>(3) 決められた区職員および施設職員に対して、専用の端末装置を操作できるI Dとパスワードを付与する。</p> <p>【結合先が講じる保護措置】</p> <p>契約内容に含む受託情報の取扱いに関する特記事項を順守するとともに、つぎの保護措置を講ずる。</p> <p>(1) サーバが保管された区画への入退室は、I Cカードによる入退管理を行い、出入口はカメラで常時監視する。</p> <p>(2) ファイアウォール、侵入検知、ログ監視等の不正アクセスに対する防護策を講じ、あわせて、システムの操作ログを集積する。</p> <p>(3) データのバックアップは、1日2回以上実施する。</p>
<p>8 添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児一時預かり予約管理システム システム構成図 ・株式会社内田洋行 個人情報保護方針 ・電算結合記録票

乳幼児一時預かり予約管理システム システム構成図



FW = ファイアウォール

システム利用施設一覧

	施設名	住所	定員 (人)	運営事業者
1	練馬子ども家庭支援センター	豊玉北6-12-1 練馬区役所		
2	練馬ぴよぴよ	練馬1-17-1 ココネリ4階 (練馬子ども家庭支援センター 練馬駅北分室内)	15	特定非営利活動法人 保育サービスぽてと
3	貫井ぴよぴよ	貫井3-25-15 (貫井子ども家庭支援センター内)	6	特定非営利活動法人 手をつなご
4	関ぴよぴよ	関町北1-21-15 (関子ども家庭支援センター内)	15	特定非営利活動法人 手をつなご
5	大泉ぴよぴよ	東大泉5-35-1 (大泉子ども家庭支援センター内)	15	社会福祉法人 雲柱社
6	光が丘ぴよぴよ	光が丘2-9-6 光が丘区民センター 6階 (光が丘子ども家庭支援センター内)	15	社会福祉法人 雲柱社

株式会社内田洋行 個人情報保護方針

株式会社内田洋行（以下、当社という）は、オフィス・教育・情報各分野における人間の創造性発揮のための環境づくりを通じて、より豊かな人間社会実現のために貢献するよう事業活動を進めていきます。また、お預かりしている個人情報は、大切な財産であるとともに当社にとって重要な資産であることを認識し、以下の個人情報保護方針を定め、適切な取り扱い、管理に努めます。

1. 当社は、お客様ご本人の同意を得た個人情報のみを取得し、同意を得た利用範囲でのみ利用します。目的外の利用は禁止し、そのための措置を講じます。
また、お客様からご提供いただいた個人情報を、お客様の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供しません。ご提供いただいた個人番号を含む特定個人情報は、法令で定められた提供先以外には提供しません。
2. 当社は、取得した個人情報ならびに外部から委託された個人情報を正確かつ最新の状態に保つとともに、情報セキュリティ対策を実施し、これに対する不正アクセス、漏えい、滅失、き損の予防及び是正に努めます。また、個人情報に関する業務を外部に委託する場合は、当社の求める基準を満たしている外部委託先を選定し、当社の厳正な管理の下に行います。
3. 当社は、個人情報保護に関する法令、個人番号に関する法令、国が定める指針およびその他の規範、JIS 規格「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」を順守します。
4. 当社は、「個人情報保護マネジメントシステム」を定め、全従業員に周知し、その順守徹底に努めるとともに、個人情報保護管理責任者を中心としてこれを定期的に見直し、継続的な改善に努めます。また、全従業員に対し定期的な教育を行います。
5. 当社は、個人情報の取り扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関して、お客様ご本人から苦情及び相談があった際は、当社お客様相談窓口にて受け付け、誠実かつ速やかに対応いたします。

株式会社内田洋行
代表取締役社長 大久保 昇

2000年4月27日 制定
2015年9月29日 改定

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	0	8	0	4		0	1
所 管 課 名	こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター						
業 務 の 名 称	子育て支援に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	乳幼児一時預かりの利用希望者が、自宅のパソコンやスマートフォンから、各乳幼児一時預かり実施施設の空き状況を確認したり、利用予約を行うため。						
結 合 年 月 日	令和2年1月 (審議会 令和元年9月2日 諮問第 6 号)						
結 合 変 更 年 月 日	年 月 (審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電 算 結 合 の 相 手 方 の 住 所 お よ び 名 称	株式会社内田洋行 東京都江東区東陽二丁目3番25号						
個人情報の記録項目	<p>〔提供する管理個人情報〕</p> <p>児童ID、児童氏名、児童性別、児童生年月日、住所、世帯ID、電話番号、電話番号(携帯)、保護者氏名、更新日始期、更新日終期、初回登録日、登録施設名、登録有効期限、アレルギーの有無・内容、疾病・ケガの有無・内容、障害の有無・内容、申込事項、予約状況、料金支払状況、利用実績、メールアドレス、パスワード</p> <p>〔提供を受ける個人情報〕</p> <p>児童ID、児童氏名、児童性別、児童生年月日、住所、世帯ID、電話番号、電話番号(携帯)、保護者氏名、更新日始期、更新日終期、初回登録日、登録施設名、登録有効期限、アレルギーの有無・内容、疾病・ケガの有無・内容、障害の有無・内容、申込事項、予約状況、料金支払状況、利用実績、メールアドレス、パスワード</p>						
個人情報保護管理責任者	練馬子ども家庭支援センター所長						

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

令和元年 5 月 31 日

2 概要

令和元年 10 月の消費税 10%への引き上げが消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国の施策に基づき、プレミアム付商品券事業を 10 月から来年 3 月まで実施する。

これに伴い、消費者への経済対策に関する業務において、プレミアム付き商品券事業を実施するにあたり、事業の対象者の要件を確認するため、税務課の特別区民税・都民税に関する業務および総合福祉事務所の生活保護に関する業務に係る個人情報を利用した。

なお、今回目的外利用した、特別区民税・都民税に関する業務および生活保護に関する業務については、既に目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型 1 に事例があるため、承認基準を適用した。

3 利用課

産業経済部 商品券事業担当課

4 利用した個人情報

(1) 特別区民税・都民税に関する業務

個人番号、氏名、住所、課税区分、所得金額、扶養関連情報

(2) 生活保護に関する業務

個人番号、氏名、住所

5 提供課

(1) 特別区民税・都民税に関する個人情報

区民部 税務課

(2) 生活保護に関する個人情報

福祉部 総合福祉事務所

6 利用方法

税務課と総合福祉事務所から、個人情報の提供を受け、商品券事業担当課において、プレミアム付き商品券事業の購入対象者を抽出し、対象者リストの作成や案内の送付に利用する。

7 添付資料

- ・目的外利用記録票
- ・プレミアム付商品券チラシ（内閣府作成）

8 事例への追加

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型1に、事例を追加する。

	類 型	事 例
1	実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	特別区民税・都民税に関する業務 (0403-01) <u>消費者への経済対策に関する業務</u> (1309-04) ○生活保護に関する業務(0608-06) <u>消費者への経済対策に関する業務</u> (1309-04)

第3号様式(第8条関係)

目的外利用記録票

目的外利用する業務登録番号	1	3	0	9		0	4
目的外利用する所管課名	産業経済部 商品券事業担当課						
目的外利用する業務の名称	消費者への経済対策に関する業務						
目的外利用する業務の目的	プレミアム付商品券事業を実施するにあたり、対象者の要件を確認するため						
目的外利用させる業務登録番号	0	4	0	3		0	1
目的外利用させる所管課名	区民部 税務課						
目的外利用させる業務の名称	特別区民税・都民税に関する業務						
目的外利用の期間	令和元年5月31日から令和2年3月31日まで 平成12年4月 日以降継続						
目的外利用する管理 個人情報記録の種別	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康(健康状態、病歴、障害など) 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など) その他()						
目的外利用の根拠	本人の同意 法令等に定めがある(根拠法令等) 出版、報道等により公にされている 緊急かつやむをえないと認められる 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) 審議会事前一括承認基準(4 1)						
目的外利用の形態	閲覧・転記 文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算処理 その他()						
個人情報保護 管理責任者	産業経済部 商品券事業担当課長						

第3号様式(第8条関係)

目的外利用記録票

目的外利用する業務登録番号	1	3	0	9		0	4
目的外利用する所管課名	産業経済部 商品券事業担当課						
目的外利用する業務の名称	消費者への経済対策に関する業務						
目的外利用する業務の目的	プレミアム付商品券事業を実施するにあたり、対象者の要件を確認するため						
目的外利用させる業務登録番号	0	6	0	8		0	6
目的外利用させる所管課名	福祉部 総合福祉事務所						
目的外利用させる業務の名称	生活保護に関する業務						
目的外利用の期間	令和元年5月31日から令和2年3月31日まで 平成12年4月 日以降継続						
目的外利用する管理 個人情報記録の種別	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康(健康状態、病歴、障害など) 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など) その他()						
目的外利用の根拠	本人の同意 法令等に定めがある(根拠法令等) 出版、報道等により公にされている 緊急かつやむをえないと認められる 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) 審議会事前一括承認基準(4 1)						
目的外利用の形態	閲覧・転記 文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算処理 その他()						
個人情報保護 管理責任者	産業経済部 商品券事業担当課長						